

スマイルのいえ 運営規程

(事業の目的)

第1条 スマイルのいえは、放課後児童クラブとして、児童福祉法（昭和22年 法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 スマイルのいえは、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「利用児童」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて利用児童の保護者の就労と子育ての両立を支援するものである。

- 2 スマイルのいえは、利用児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 スマイルのいえは、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、スマイルのいえが行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 前3項のほか、スマイルのいえは、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」、「伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「伊勢崎市条例」という。）」及びほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。

(名称等)

第3条 スマイルのいえの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : スマイルのいえ
- (2) 所在地 : 伊勢崎市波志江町1525

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 スマイルのいえにおける職員の種類、員数、及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 : 2名～6名
補助員 : 0名～3名
- (2) 職員は、利用児童が、心身ともに健やかに育成されるための支援をする。
その際には、伊勢崎市条例に定める（知識及び技能の向上等）（平等に取り扱う原則）（虐待等の禁止）（衛生管理等）に留意して支援に当たらねばならない。

(開所日及び開所時間)

第5条 スマイルのいえの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日
日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、夏休み（8月13日から8月16日）を除く日
- (2) 開所時間
ア 小学校の授業日 : 12時（正午）から午後8時まで

イ 小学校の授業の休業日

：午前8時から午後8時まで

2 スマイルのいえは、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 スマイルのいえで行う支援の内容は、安全な登所のための支援、遊びのための支援、学習のための支援、食事おやつ提供の支援のほか、利用児童が心身ともに健やかに育成されるために必要な支援を行う。

(保護者が支払うべき額等)

第7条 保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

(1) 保育料：10,000円（月額）

(2) おやつ代：1,000円（月額）

(3) 消耗品代：500円（月額）

(4) 給食代：300円（1回分）

(5) 小学校長期休校日（夏休みなど）の保育料の加算

夏休み加算 8,000円（8月と9月分納）

冬休み加算 3,000円（1月納入）

3月春休加算 1,500円・4月春休加算 1,500円（4月納入）

(6) 土曜日：500円（1回分）

(7) 延長利用A（18：30～19：00） 200円（1回分：1ヶ月上限1,000円）

(8) 延長利用B（19：00～19：30） 200円（1回分：1ヶ月上限1,000円）

2 前項（1）については、次のとおり減免制度を設けるものとする。

・スマイルのいえもしくはスマイルのいえ第2を兄弟で同時期に利用する場合は、第2子の保育料を2,000円免除する。

・スマイルのいえもしくはスマイルのいえ第2を兄弟で同時期に利用する場合は、第3子の保育料を8,000円免除する。

3 前2項に規定する保護者負担額その他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

4 保護者負担額及び前項の実費は、スマイルのいえが指定する日に、原則として、口座振替の方法により納付するものとする。口座振替によりがたい場合は、スマイルのいえの指定する方法によるものとする。

(スマイルのいえの定員)

第8条 スマイルのいえの定員は、スマイルのいえAを28名、スマイルのいえBを28名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三郷小学校区とする。

ただし、これを越えて利用することを妨げるものではない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 保護者は、スマイルのいえの利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

(1) 利用児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法によりスマイルのいえに届け出ることを。

(2) 感染症の発生により、他の利用児童への感染する恐れがあると認められる場合は、スマイルのいえは利用児童に対して利用の制限を命ずることができる。

(3) その他の留意事項は、スマイルのいえ利用手引きによる。

(事故発生時の対応)

第11条 スマイルのいえは、「伊勢崎市条例」に定める(事故発生時の対応)に従い対応するものとする。

(非常災害対策)

第12条 スマイルのいえは、危機管理マニュアルを定め、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

(個人情報保護)

第13条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 スマイルのいえ及び職員は、利用児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該当利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 スマイルのいえは、職員の資質の向上のために研修の機会を積極的に活用する。

2 スマイルのいえは、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、一定期間、保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年3月1日に改定する。

この規定は、平成29年3月1日に改定する。

この規定は、平成31年2月1日に改定する。

この規定は、令和1年6月1日に改定する。

この規定は、令和1年9月1日に改定する。